

岩手県告示第 700 号

漁港漁場整備法の規定に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成 14 年岩手県告示第 689 号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 9 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	所在地	指定区域	指定物件	漁港名	所在地	指定区域	指定物件
[略]				[略]			
田老漁港	<u>下閉伊郡田老町</u>	[略]		田老漁港	<u>宮古市田老</u>	[略]	
[略]				[略]			
種市漁港	<u>九戸郡種市町</u>	[略]		種市漁港	<u>九戸郡洋野町</u>	[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。